

労働保険、社会保険 [その1 給付のあらまし]

労働保険

<労災保険>

業務災害
通勤災害
など

- 療養補償 (医療費は原則、全額給付。装具の費用も給付)
- 休業補償 (賃金の6割+特別支給金2割=8割を休業4日目から給付)
- 傷病補償年金 (1年6ヶ月たっても傷病が治らず、傷病等級が1~3級に該当するとき)
- 障害補償 (障害等級1級~7級は年金(賃金の**313日~131日分**)
8級~14級は一時金(賃金の**503日~56日**) } + **342~8万円**の一時金
- 遺族補償 (遺族の数により賃金の**153日~245日分**の年金 + **300万円**の一時金)
- 葬祭料 (315,000円 + 賃金の**30日分**)

<雇用保険>

失業、育休
雇用継続
など

- 基本手当 (年齢、加入年数、離職理由により基本手当日額(退職前の賃金の**45%~80%**)の**90~360日**支給。)
※65才以上で退職した時や季節的短期雇用者は、それぞれ高齢者給付金、特別一時金として基本手当日額の**30~50日分**を一時金で支給。
- 就職促進手当 (早期に就業、就職した場合、基本手当の一定割合を支給)
- 高齢者雇用継続給付金 (60才以降の賃金が60才到達時賃金の**75%**未満になった時、その低下率に応じ60才以降の賃金の最高**15%**支給)
- 育児休業給付金 (休業前賃金の**3割**を休業中に、**2割**を職場復帰6ヵ月後に。子が1才まで。)
- 介護休業給付金 (休業前賃金の**4割**を休業中に支給。93日が限度)

社会保険

<健康保険>

業務外、
通勤外の
病気、ケガ
など

- 療養費 (医療費、食事代等の給付。医療費は原則**3割**自己負担。自己負担限度額あり)
- 高額療養費 (医療費の自己負担が一定額を越えた時越えた分を支給)
- 傷病手当金 (休業4日目から欠勤1日につき賃金日額の**3分の2**支給)
- 出産一時金 (妊娠85日以上での出産等に一児につき**42万円**支給)
- 出産手当金 (産前6週産後8週の範囲で欠勤1日につき賃金日額の**3分の2**支給)
- 埋葬料 (一律**5万円**支給)

<厚生年金>

老齢、障害
死亡など

※労災保険の
年金と併給
(一部調整)

- 老齢年金 (厚生年金、国民年金、共済等の加入期間が**25年以上**あるとき (生年月日により15~24年に短縮)) → (老齢厚生年金 + 老齢基礎年金を原則 **65才** から支給 (生年月日より60~64歳から特別支給))
- 障害年金 (厚生年金加入中の病気ケガで障害等級1~3級になったとき) → (障害厚生年金)
 - 1級: 報酬比例部分 × 1.25 <障害基礎年金> 配偶者や
 - 2級: 報酬比例部分 + **792,100円** + 子の加算
 - 3級: 報酬比例部分
- 遺族年金 (厚生年金加入中や老齢年金の受給資格のある人が死亡したとき) → (遺族厚生年金)
 - 子のある妻: 夫の報酬比例 <遺族基礎年金> 部分の **3/4** + **792,100円** + 子の加算
 - 子のない妻: <遺族厚生年金> (夫の死亡当時40才以上の妻には + **594,200円**)

(注)この説明で使われている賃金とはこんな意味です。

- ①「労災保険」での賃金 → 受傷する直前3ヵ月間の賃金を3ヶ月間の暦日数で除した額(平均賃金)
- ②「雇用保険」での賃金 → 離職前(育児、介護休業の時は休業開始前)6ヶ月間の賃金を180日で除した額
- ③「健康保険」での賃金 → 通常4、5、6月に支払われた賃金の平均額、大幅に昇降給あった時はその後3ヶ月の平均額(標準報酬月額)を30日で除した額